

緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について

〔令和 3 年 3 月 31 日 2 林国経第 183 号
林野庁経営企画課長より各森林管理局計画保全部長宛〕

〔最終改正〕令和 3 年 9 月 30 日 3 林国経第 48 号

国有林野における緑の回廊の取扱いについては、国有林野における緑の回廊の設定について（平成 12 年 3 月 22 日付け 12 林野経第 10 号林野庁長官通知。以下「設定要領」という。）を定め、その運用について、緑の回廊設定要領の運用について（平成 12 年 3 月 22 日付け 12-4 林野庁経営企画課長通知。以下「運用通知」という。）を定めているところであり、その設定区域内における利活用に関する対応に当たっては、緑の回廊の設定目的に照らしつつ、国有林野の貸付け又は使用（以下「貸付け等」という。）において、国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）等に基づき実施しているところである。

再生可能エネルギー発電事業が緑の回廊において計画される場合に、地域を特徴づける生態系に及ぼす影響を確認する必要があるが、地球温暖化防止と生物多様性保全という双方の公益性の両立を図るとともに、手続の一層の明確化かつ迅速化に向けて、再生可能エネルギー発電施設等（発電施設本体及び当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設を含む。以下「発電施設等」という。）の設置が緑の回廊の区域に掛かる場合の手続を次のとおりとするので了知されたい。

記

1 基本的な考え方

（1）緑の回廊の機能の維持保全等への影響の確認

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合には、貸付け等手続の中

において、緑の回廊の機能の維持保全等に支障がないかを確認する必要がある。このため、設定要領第3の1の(1)に規定する「緑の回廊設定方針」に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮(以下「環境配慮」という。)がなされていることについて、次の点から確認するものとする。

ア 「緑の回廊設定方針」に記載する野生生物種の生息・生育に係る環境配慮が、環境影響評価手続等(環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づくものに加え、これに準ずるものとして地方公共団体が定める条例に基づき実施するもの及び事業者団体が定めるガイドライン等に基づき自主的に実施するものを含む。以下同じ。)における評価項目(方法書等(同法第5条第1項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。)に記載する同項第7号の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」等のことをいう。)に反映されていること

イ アの評価項目を含む方法書等に基づき環境影響評価等を実施し、その結果をまとめた準備書等(同法第14条に規定するもの及びこれに準ずるものであって設置する発電施設等の種類、数、設置場所等が概ね具体的に記述されたものをいう。)に必要な環境配慮事項が記載されていること

(2) 森林管理局内での取扱いの決定

森林管理局長は、保護林管理委員会での議論を経て環境配慮の妥当性を確認した上で、当該管轄にかかる森林管理局内の緑の回廊の取扱いを決定するものとする。

2 確認の方法

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合、必要な環境配慮の妥当性は、別紙1に掲げる「確認ポイント(標準例)」に基づき確認することを基本とする。

このため、森林管理局は、貸付け等手続のうち、当該緑の回廊の設定目的に応じた環境配慮の妥当性を確認するための「確認ポイント」及びそれに対応する具体的な「評価項目」について、あらかじめ保護林管理委員会での議論を経て検討を行い、個々の「緑の回廊設定方針」を公表するものとする。

3 各段階での実施方法

(1) 計画段階における手続

森林管理局は、電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下「事業者」という。)から、貸

付け等に関連して、当該事業者が実施を予定する電気事業（以下「対象事業」という。）の事業実施区域（事業実施想定区域を含む。以下同じ。）が緑の回廊の区域に掛かることに関する問合せ及び相談を受けた場合には、事業者に対し、当該対象事業については運用通知２の（３）ウの規定に基づき、緑の回廊の区域内への施設の設置等を排除するものではないことを説明すること。ただし、緑の回廊に係る制度の内容及び特徴からその設定について、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等の関係者との合意形成を経てきている経緯があること等を十分に説明するとともに、対象事業の事業計画の具体的な内容及び緑の回廊の区域を選定した理由について聞き取りを行い、他の事業地が検討できないか確認すること。

また、事業者が手続を進める上で必要となる情報（具体的な評価項目の選択の仕方や確認ポイントで求めるべき環境配慮の内容など）については、事前相談において希望に応じて提供すること。これらの対応により、当該緑の回廊において必要となる評価項目に関する事項が「方法書等」に確実に反映されるようにすること。

なお、森林管理局は、当該事実等の情報を関係部署間で共有するとともに、林野庁に報告すること。

（２）調査段階における手続

森林管理局は、方法書等に反映した評価項目への環境配慮事項として、必要な期間において環境影響評価等が行われるよう、事業者と必要な調整を図ること。

また、当該環境影響評価等については、出来る限り早期の段階から着手するよう促し、環境調査で得られた内容等が適切に配慮書等（環境影響評価法第３条第３項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。）や方法書等に反映されるように努めること。

（３）準備書等の作成段階における手続

森林管理局は、緑の回廊設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮がなされていることを確認するために、事業者に対し、貸付け等に必要な書類として、次に掲げる区分に応じて、別紙２のそれぞれに掲げる資料を求めるものとする。

このとき、発電施設等の設置が緑の回廊に与える影響を勘案して行った環境調査等により明らかとなった「当該回廊の評価項目に対する環境配慮としてとるべき必要な措置」がわかるように明記した書類の提出を求めること。

また、当該資料を受理した後、関係部署間で共有するとともに、対象事業

が緑の回廊設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮について確認し、整理の上、保護林管理委員会の会議資料を作成すること。

ア 対象事業が環境影響評価法第2条第2項に規定する第1種事業（同項第1号ホに該当するものに限る。）及び同法第4条第3項の規定により第1種事業と同様の手続を行う第2種事業 別表1の書類

イ 対象事業が環境影響評価法第2条第3項に規定する第2種事業（同条第2項第1号ホに該当するものに限る。） 別表2の書類

ウ 地方公共団体の条例に基づく環境影響評価及び事業者が自主的に実施する環境影響評価を実施している事業 別表3の書類

エ アからウまでに該当しない対象事業 別表4の書類

4 その他留意事項等

（1）既に環境調査を実施している場合の取扱い

緑の回廊設定方針に評価項目を設定し、公表する時点で、既に事業計画が進行しており、環境調査等を実施中又は実施後の段階にある場合には、これまでの当該事業計画に関する保護林管理委員会での審議内容及び当該緑の回廊で新たに設定した評価項目の内容を踏まえ、事業実施段階において事業者に必要な環境保全措置等を求めるなど、従前どおり、個別に整合を図りながら進めるものとする。

（2）事業実施後の対応等

森林管理局は、必要な環境配慮の妥当性を確認した内容に基づき、保護林管理委員会の意見を踏まえ、当該対象事業が、国有林野事業における緑の回廊の保全・管理に支障を及ぼすことがないよう、事業者と相互の調整を図るものとする。

別紙 1

確認ポイント（標準例）

確認ポイント（類型化）		確認ポイント（具体的確認内容）	
		主な対象の種	確認内容
1 猛禽類等の生息環境の悪化を防ぐこと			
①	営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避	猛禽類	・ 重要な高利用域である、営巣場所、主要な狩場などの生息環境について、喪失や減少を回避する措置がとられていること
②	ねぐら等の保護	洞窟性コウモリ	・ ねぐら洞、繁殖洞、越冬洞などが保護されていること
		森林性コウモリ	・ ねぐら、越冬、繁殖に使われる樹洞を持つ古木、老木などが保護されていること
		渡り鳥	・ 集団ねぐらや峠越えのルート、半島部など集中的に利用される場所が保護されていること
③	バードストライク回避	猛禽類、渡り鳥	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること（風車の設置予定地が高利用域（営巣場所、主要な狩場など）から、必要な距離が確保されていること）
④	バットストライク回避	コウモリ	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること（風車の設置予定地が、ねぐら、採餌場所、移動経路から、必要な距離が確保されていること）
2 マイクロハビタット等の生息環境を破壊しないこと			
①	草地等の喪失・悪化防止	小型哺乳類、昆虫類	・ 重要な生息地である草地や森林等の喪失・悪化の防止が図られていること
②	水辺環境の喪失・悪化防止	爬虫類、両生類、水生生物等	・ 重要な生息地や繁殖地である池・溪流・水たまり等の喪失・悪化の防止が図られていること
③	移動個体の轢死の回避	動物	・ 管理用道路の設置及び工事用車両等の通行による轢死の発生を防止する措置がとられていること
3 希少な植物群落の喪失や悪化を防ぐこと			
①	植物群落の喪失・悪化防止	植物	・ 陸上の希少な植物群落や植物種の損失・悪化の防止が図られていること
		植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
②	溪畔林等の喪失・悪化防止	植物	・ 溪畔林等の溪流植生の喪失・悪化の防止が図られていること
		植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
③	風衝地の保護	植物	・ 風衝地における植生の喪失・悪化の防止が図られていること
④	排ガス・排水の悪影響防止	植物	・ 地熱発電所の稼働後の排ガスや排水が周辺環境に悪影響を及ぼさないための措置がとられていること
⑤	送電線との十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令（「電気設備の技術基準」等）に定める、植物と送電線との適切な離隔距離を確保すること
⑥	風車のブレードとの十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令に定める、植物と風車のブレードとの適切な離隔距離を確保すること
4 緑の回廊の連続性を維持すること			
①	緑の回廊の幅の維持	生態系全体	・ 緑の回廊の設定目的（野生生物の移動経路の確保、生息・生育地の拡大と相互交流の促進、より広範囲で効果的な森林生態系の保護・保全等）が達成される回廊幅が維持されていること
②	移動経路の分断の防止	生態系全体	・ 構造物(擁壁、側溝等)による野生生物の移動の疎外を防ぐための措置がとられていること

※国有林野貸付け手続において、森林管理局が評価項目への対応結果を確認する際、準備書等の情報のみでは上記の確認ポイントの履行内容を判断しがたい場合は、工事の実施中及び供用開始後事業者が行う事後調査の結果の報告を基に、確認するものとする。

別紙 2

緑の回廊の区域内における貸付け等において必要となる資料

別表 1 第 1 種事業（環境影響評価法第 2 条第 2 項）及び同法第 4 条第 3 項の規定に基づき第 1 種事業と同様の手続を行う第 2 種事業

書類等の名称		提出書類
1	事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2	事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3	環境影響評価法の手続で得られる評価項目	
1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2	対象事業の目的及び内容	○
3	対象事業実施区域及びその周辺の概況	○
4	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	
5	配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	
6	方法書についての意見と事業者の見解	
7	方法書に対する経済産業大臣の勧告	
8	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	○
9	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	○
10	環境影響評価の結果	
1	環境要素	
a	大気環境	○
b	水環境	○
c	その他の環境	○
d	動物	○
e	植物	○
f	生態系	○
g	景観	
h	人と自然のふれあいの活動の場	
i	廃棄物等	○
j	温室効果ガス	
2	準備書段階における専門家等の助言の内容について	
3	環境保全のための措置	○
4	事後調査	○
5	環境影響のための総合的な評価	○
11	環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
12	準備書についての意見と事業者の見解	○
13	準備書に対する経済産業大臣の勧告	○
14	準備書記載事項の修正の概要	○

別表 2 第 2 種事業（環境影響評価法第 2 条第 3 項（同条第 2 項第 1 号ホに該当するものに限る。））

書類等の名称		提出書類
1	事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2	事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3	環境影響評価法の手続で得られる評価項目	
1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2	対象事業の目的及び内容	○
3	対象事業実施区域及びその周辺の概況	○
4	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	
5	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	○
6	環境影響評価の結果	
	環境要素※	
a	大気質	
b	騒音	○
c	振動	○
d	水質	○
e	植物	○
f	動物	○
g	自然保護	○

※風力発電施設に係る資料の一覧であり、それ以外の発電施設が対象事業となる場合については、電気事業法施行規則別表第 1 の 2 の項目に従うこと

別表 3 地方公共団体の条例等による環境アセスメントの対象事業

書類等の名称		提出書類
1	事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2	事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3	環境アセスメントを経て得られる野生動植物及び生態系への配慮	○

別表 4 2 の (1) から (3) までに該当しない対象事業

書類等の名称		提出書類
1	事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2	事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3	事業実施区域における緑の回廊の区域内の野生動植物の生息状況	○